

(様式第 1 号別紙 1)

地方就職支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 本要綱第 8 条の規定による報告及び立入調査について、姫路市から求められた場合には、それに応じます。
- 2 以下の場合には、ひょうごで働こう！UJI ターン広報・就職促進事業における姫路市地方就職支援金交付要綱に基づき、地方就職支援金の全額を返還します。
 - (1) 地方就職支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合
 - (2) 就業日から 1 年以内に地方就職支援金の要件を満たす職を辞した場合（ただし、退職日から 3 カ月以内に要件を満たす別の企業に就業する場合を除く。）
 - (3) 在学中に交通費を申請した場合において、地方就職支援金の申請日から 1 年以内に地方就職支援金の要件を満たす職への就業を行わなかった場合
 - (4) 在学中に交通費を申請した場合において、地方就職支援金の申請日から 1 年以内に姫路市に転入しなかった場合
 - (5) 次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に定める日から 1 年以内に姫路市以外の市区町村に転出した場合
 - ア 住民票を移して転出した者 姫路市への転入日
 - イ 住民票を移さず転出した者 就業開始日又は申請日のいずれか遅い日

ただし、2 (5) について、姫路市から県内の他の事業実施市町や地域へ転出又は転居した場合は、返還すべき額の 4 分の 3 について返還を求めないものとする。